

「アクション・プラン」推進委員会（第9回）議事録

日時：平成24年6月8日（金）18：00～19：17

場所：内閣府地域主権戦略室会議室

出席者：川端達夫委員長（内閣府特命担当大臣（地域主権推進））、上田清司委員（埼玉県知事）、北川正恭委員（早稲田大学大学院教授）、後藤斎委員（内閣府副大臣）、福田昭夫委員（総務大臣政務官）

（関係府省）

園田康博内閣府大臣政務官、谷博之法務副大臣、中野雅之厚生労働省政策統括官、森本哲生農林水産大臣政務官、北神圭朗経済産業大臣政務官、吉田おさむ国土交通副大臣、高山智司環境大臣政務官

（関係地方）

嘉田由紀子滋賀県知事、飯泉嘉門徳島県知事、広瀬勝貞大分県知事、上原良幸沖縄県副知事、岡崎誠也高知市長、渡邊廣吉聖籠町長

（川端委員長）それでは定刻になりましたので、ただいまから「アクション・プラン」推進委員会の第9回の会合を開催いたします。御多忙中のところ、御出席いただきまして大変皆さん、ありがとうございます。前回のこの会議の最後の御挨拶で「9合目をもって道半ばとする」と申し上げましたけれども、本当にそうだなというのを今実感しながら議論をさせていただいておりますが、それぞれのお立場でまとめるための御努力、本当に積極的に御協力をいただいて、御尽力いただいていることに改めてお礼を申し上げたいと思います。今日は、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について、一つは国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案（広域特例法案）と、これとセットとなる個別の事務等の取扱いに関する閣議決定案をお示しさせていただいております。これらについて議論を行いまして、今国会への法案提出に最大努力するという総理の決意も踏まえて合意を得ていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、これからの議事進行は福田政務官にお願ひいたします。

（福田委員）それでは御指名により議事進行を務めます。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は関係府省政務の皆様と関係知事の皆様に御出席をいただいております。また、市町村を代表して全国市長会から岡崎高知市長、全国町村会から渡邊聖籠町長にも御出席をいただいております。出席者のお名前はお手元の名簿のとおりでございます。

では、早速議事に移ります。本日の議題は、「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について」であります。それでは私から資料を元に説明をいたします。資料の1を御覧いただきたいと思ひます。大変分厚くなっておりますので、外してい

ただいでですね、御覧いただければというふうに思っております。資料1としてお配りしております、「国の特定地方行政機関の事務等の移譲に関する法律案」については、4月末に地域主権戦略会議で了承された基本構成に基づき、前回の「アクション・プラン」推進委員会での議論や政府部内の調整を踏まえて法案化したものであります。本法律案は8章から成り立っており、「第1章 総則」、「第2章 事務等移譲基本方針」、「第3章 事務等移譲計画の認定」、「第4章 事務等の移譲等」、「第5章 認定を受けた特定広域連合等に関する特例等」、「第6章 事務等の移譲に伴う措置」、「第7章 事務等移譲推進本部」、「第8章 雑則」に分けて構成しています。主な内容については、法律案自体が大部でございますので「概要」を用意いたしました。これにより説明させていただきます。

まず、「目的」ですが、地方公共団体が地域における行政のうち広域にわたるものについて自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うようにするため、国の特定地方行政機関、いわゆる国の出先機関をこのように表現しております、特定地方行政機関の事務等の移譲を推進し、国及び地方公共団体を通じた行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的としています。次に「基本理念」については、①特定広域連合等の自主性及び自立性が十分に発揮されること、②住民の福祉の向上に寄与すること、③国及び地方公共団体を通じた行政の効率化に寄与すること、の3点を旨として行わなければならないこととしています。「対象」については、「制度を利用できる主体」として、特定広域連合と、北海道及び沖縄県としており、特定広域連合については、構成団体である都道府県の区域を合わせた区域が移譲対象出先機関の管轄区域を包括する広域連合と定義し、当該管轄区域に含まれないこととするについて相当の合理性が認められるものとして政令で定める区域を除くこととしています。また「移譲対象特定地方行政機関」とは、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所としており、移譲対象特定地方行政機関に関し、法令の規定により特定広域連合等の長に移譲される措置の対象となる事務等を「移譲事務等」ということとしています。次に「国及び特定広域連合等の責務」については、①国は特定広域連合等に対し、必要な情報の提供、助言その他必要な支援を行わなければならない、②特定広域連合等は、国に対し、必要な情報の提供その他必要な協力をしなければならない、③特定広域連合及び当該特定広域連合を組織する地方公共団体は、当該特定広域連合を組織する地方公共団体の移譲事務等に関連する事務等を移譲事務等と併せて当該特定広域連合において実施するよう努めなければならない、としています。特に③は事務の持ち寄りに関する努力義務規定であり、当該規定を踏まえ、移譲計画に持ち寄りに関する事項を記載することを求める仕組みを考えております。次に、「事務等移譲基本方針の策定」については、政府は、事務等移譲基本方針、以下「基本方針」といいます、を閣議決定により定めることとしています。次に、「事務等移譲計画の認定」については、3ページになります。「事務等移譲計画の認定」については、特定広域連合等は、基本方針に即して、あらかじめ、構成団体である都道府県の区域を合わせた区域、以下「実施区域」といいます、にその区域の全部又は一部が含まれる都

道府県及び市町村の意見を聴いた上、議会の議決を経て、事務等の移譲を求めようとする移譲対象特定地方行政機関ごとに、事務等移譲計画、以下「移譲計画」といいます。移譲計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることとしています。なお、特定広域連合を設置しようとする地方公共団体は、広域連合設置の手續と並行して、共同で移譲計画の認定を申請することが可能です。次に「事務等の移譲」の説明に移ります。4ページでございます。ここでは、①特定広域連合等が移譲計画について認定を受けたときは、法令の定めるところにより、移譲対象特定地方行政機関の事務等が当該特定広域連合等に移譲されるものとする、②移譲事務等については、その適正な実施を確保するため必要がある場合には、当該特定広域連合等の長に対する国の関与（同意、許可、認可又は承認、指示、特定広域連合等との協議等）を政令で定めることができる、③5ページに移りますが、認定を受けた特定広域連合等は、毎年度、あらかじめ、実施区域にその区域の全部又は一部が含まれる都道府県及び市町村の意見を聴いた上、議会の議決を経て、移譲事務等の実施に関する計画を作成し、移譲事務等の法令所管大臣に協議し、その同意を得なければならないこととしています。また、移譲の対象となる法律ですが、経済産業局関係については別表第一で 64 本、地方整備局関係については別表第二で 90 本、地方環境事務所関係については別表第三で 37 本それぞれ掲げており、全体で 191 本となっております。「認定を受けた特定広域連合に関する特例等」、5ページでございますが、については、以下の特例等を講ずることとしています。①理事会制は採用できない、つまり独任制とする、②特定広域連合委員会を置くことができる。置いた場合には、条例の制定・改廃につき特定広域連合の議会に議案を提出しようとするとき、予算の調製等については、同委員会の意見を聴くものとし、必要がある場合には、適切な措置を講じなければならない、③移譲計画ごとに移譲事務等に関し、特定広域連合等の長を補佐し、その補助機関である職員の担任する事務を監督する常勤の職を設置する、④包括外部監査契約の締結を必須化する、⑤人事委員会を設置をする、⑥移譲対象出先機関を管轄していた行政機関の長は、地震、台風、水火災その他の非常事態が発生又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策又は災害復旧その他非常事態への対処のため必要があると認めるときは、職員の派遣その他必要な協力を要請することができ、当該要請を受けた特定広域連合等は、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、当該要請に応じなければならない、⑦移譲対象出先機関を管轄していた行政機関の長は、緊急災害対策本部が設置された場合その他これに準ずる非常事態の場合として政令で定める場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のために特定広域連合等の協力が特に必要であると認めるときは、職員の派遣その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。6ページに移りました。次に「事務等の移譲に伴う措置」については、まず「職員の引継ぎ」において、移譲対象出先機関の職員は、別に辞令を発せられない限り、事務等が移譲された日において、特定広域連合等の相当の職員となることとしています。また、「財政上の措置」において、国は、基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施す

るために必要な財政上の措置を講ずるものとするとしております。次に、「事務等移譲推進本部」については、①内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲推進本部を置く、②本部は、基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどることとしております。また、資料の3になりますけれども、資料の3では、「市町村長の意見反映の仕組み（案）」について書いてありますが、基本方針に定める方向で考えております。イメージといたしましては、移譲事務等の処理に関し特定広域連合の長等と市町村関係者とが協議する場を設置することとし、特定広域連合を構成する構成団体の長、構成府県ごとの市長会、町村会、市議会議長会、町村議会議長会の各代表者で構成し、移譲事務等の処理に関し市町村の行政運営に影響を及ぼすと考えられる事項のうち重要なものを協議の対象としてはどうかと考えております。資料3の2枚目にイメージ図がありますので御覧いただきたいと思っております。

次にですね、資料の2の方に戻っていただきたいと思っております。続きまして、資料の2を御覧ください。「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲について（閣議決定案）」を御説明いたします。この閣議決定案は、個別の事務等の移譲の在り方等について定めるものであり、広域特例法案と同時に決定をお願いしたいと考えております。具体的には、移譲対象出先機関ごとに法律ごとに作成した表の中で、1であります。個別の法律により規定された事務・権限であって経済産業局、地方整備局、地方環境事務所、以下「移譲対象出先機関」といいます、が法令による委任を受け又は通達等に基づき現に実施している約3,000条項について整理を行っています。例えば、経済産業局の資料の2ページと3ページを御覧ください。自転車競技法について別紙1と別紙2として整理をいたしております。このうち別紙1には、個別の事務等の移譲の在り方について、「当てはめ案」、「当てはめ修正試案」により協議を行ってきた結果、移譲の対象とすることについて異論がないものを掲げています。当該事務等の移譲後の事務の区分、国の関与、大臣の並行権限等は、別紙1を基本としたいと考えております。他方、別紙2に掲げる事務等については、原則移譲の対象とする方向で引き続き検討を行い、平成24年中を目途に結論を得て、閣議で決定を行うこととしております。協議の状況を踏まえて必要なものには、備考を付しております。なお、検討の結果不都合が解決できない場合には移譲の例外となることもありうるものであります。

3つ目として移譲対象出先機関の事務等のうち、法令で個別に規定されていないものであって、移譲の対象となった事務等に関するもの、以下「移譲関連事務等」という、については、事務等移譲計画の認定を受けた特定広域連合等が地域における事務として自ら実施することにより移譲対象出先機関と同様の役割を果たすこととしたいと考えております。このため、「移譲関連事務等を特定広域連合等が実施することを認定前に確認する」、「事務等移譲計画、実施計画の中で移譲関連事務等の実施について必要な記述を行う」よう措置することとしております。なお、資料2は各府省に照会したものであることをお含みおきいただきたいと思っております。次に資料の4を御覧ください。当委員会での北神経済産業大臣政務官からの御意見も踏まえて、個別の事

務・権限の移譲の在り方と「特例制度の基本構成」について、先月パブリック・コメントを実施しました。その結果の概要は、資料4のとおりですので、参考にしていただければと思います。私からの説明は以上でございます。それでは御意見、御質問のある方から御発言をお願いいたします。それでは高知市長さんどうぞ。

(岡崎市長)では、よろしいですか。今日は全国市長会の副会長として出させていたでいておりますので、発言をさせていただきたいと思っております。お手元の資料8になりますが、全国市長会の総会が6月6日に開催をされまして、様々な意見が出ております。全国市長会との意見交換につきましては後藤副大臣また福田政務官が何回も意見交換に来ていただいております、大変感謝しております。

それで、全国市長会でもいろんな意見がありますので6日の総会の日はこの決議としてまとめておりますので、要約して申し上げますが、私たち基礎自治体であります、いわゆる市でございますが、都道府県とパートナーということで日頃から都道府県と色々な連携を取りながら市民県民の安全そして福祉を守るという観点で動いております。移譲に関して全国市長会の中で一番意見が多いのが、関係する基礎的自治体である市、もしくは町村に対して都道府県から今回の特定広域連合の協議がきておらず、意見の交換がないという問題であります。非常に重要な問題でございますので都道府県との意見交換が始まった地域もありますが、四国の場合はかなり情報は交換されていると認識をしております。しかし、ブロック毎に見ますとまだまだ意見交換が十分ではないというところもございまして、協議をしっかりとしていくべきだという意見が非常に強く出ております。それと特定広域連合が担う仕事につきましては、住民の方々に非常に関係する部分も多く存在しますので先ほど政務官からも少しお話がありましたとおり、市町村の意見をいかに反映をしていただくかということが重要です。その点は一定の配慮をしていただき、今回の基本方針の中で閣議決定をしながらまた協議の場を設けていただけるということにはなりました。ただ、どこまで市町村の意見が担保されるかということが多くの市長の疑問として残っているわけでありまして。意見だけを申し上げただけで終わってしまうと、重大な関係があります住民の方々の福祉また防災関係において、市町村が連動して動けないというところもでてまいります。市長会の中ではやっぱり法律に、その意見が反映される仕組みをもっと明確にすべきではないかと。それから先ほど特定広域連合の中の委員会のお話が出ましたが執行機関である委員会の中で意見が反映される仕組みをどういうふうに作りこんでいくかが非常に大きな課題になっております。地元市町村との連携をしないとうまくいかないの、特定広域連合の執行機関である委員会の中にその市の代表、もしくは町村の代表が入れないのかどうかという意見も多くあります。一番の課題は、連合と基礎自治体が連携しないとうまくいかないという場面が多く出てくると思っております。それぞれのブロックでは、これから本格的に知事会、市長会そして議長会、そして町村会と意見交換が行われるものと考えておりますが、意見反映ができる仕組みを、より明確にしてほしいという意見が強く出ておりますので、その点を意見として申し上げておきたいと思っております。

出先機関の移管では、各ブロックでそれぞれ事情がございます。四国の場合は南海地震が非常に近づいておりますので、四国の地方整備局は南海地震の関係からやっぱり直轄で国に残していただいた方がいいというのが四国知事会、そして市長会の意見であり、そういう防災上の特殊な事情がございます。それで、産業振興を連携してやろうということで四経局から先に移管を受けるということでほぼ共通のベクトルを向いておりますが、それぞれブロックごとに様々な濃淡がございますのでやはり慎重審議のうえで、拙速に進めることがないようにというのが全国市長会としての意見となっておりますので、申し上げておきますのでお願いします。

(福田委員) ありがとうございます。そのほかの方いらっしゃいますか。町長さん、渡邊町長さん。

(渡邊町長) 総論からまず申し上げますけれども、国の出先機関の事務移譲についてブロック単位で移譲することを推進することについては、今ほど説明があったわけですが、関係省庁あるいは知事会、市長会そして私ども町村会などに説明そして意見聴取し、地方団体にも配慮した対応のもと、慎重に議論され法令がこの度示されるに至ったことに対しては、評価させていただきたいというふうに思います。ただ懸念について、まだ何点かございます。その点について若干申し上げたいと思います。

まず第一点は、この時点で申し上げるのもいささか不認識な面もあるかもわからないんですけども、またこれまで申し上げてきているんですが、日本という一つの国の中で、この度の出先機関の原則廃止について、手挙げ方式により特定広域連合という地方が担う地域と、引き続き国が担う地域があるということについて、法制上はなんら問題がないといたしましても、全国的に見て、バランスを欠くのではないのか、また果たしてうまく回っていくのかという疑念は、私個人的にも感じております。また、ブロック内における利害調整をどのように行うのかとか、意思決定の在り方など明確になっていないことなどが、まだ疑問として残ります。

次にこれまで市町村の意見が反映される仕組みの構築を求めてきたところでありますが、この度の法律案では第7条第3項及び第19条第2項において、特定広域連合等は、事務等移譲計画の策定及び毎年度の移譲計画に際して市町村の意見を予め聴くことを規定しております。特定広域連合と市町村がどのような形態で何を話し合うのか、この辺具体的に示す必要があるのかなと思います。これらを基本方針で定めるというふうな記述があるわけでありまして、その辺がまだ明確になっていない。また資料3、今日御説明いただいたわけでありまして、市町村の意見の反映の仕組みが示されております。この仕組みは法律の上では明確な位置付けでなく不十分でないのかなというふうに感じました。そして特定広域連合の規約に規定することを法定し、具体的に拘束力のあるものとして示すべきではないのか。というのは法律案の中で、広域連合の中で長の皆さん方の委員会を規約で定めというふうな規定がございます。市町村からせつかく意見を聴くのであれば、規約の中にそれと同じような考え方の中で、調整機能として反映させるような仕組みもあってもいいのではないのかなというふうに受け止めました。

最後でありますけども、協議については平成 23 年に法定された国と地方の協議の場をベースに考えられておると思いますが、地方においては連合組織の代表だけでなく、やはりブロックごとの、都道府県の市町村長が、一堂に会する場において行うようなことがあってもいいのではないのか。ブロック単位ということになりますと、それぞれ県に町村会や市長会がありますが、その代表の会長さん方だけでなく、県内の市町村長さん方を全員入れて議論してもいいのではないのか。そのことはなぜかと言いますと、どうしても事業計画の持ち方、実施計画の持ち方にあっては、利害調整とかいろんな問題点が、移譲計画を持ったりする時にどうしても出てくる可能性がある。そうするとやはり末端の行政サービスという見地に立って住民との向き合い方を考えますと、その面が住民不在の事務事業の展開になりはしないかということが懸念として残るのではないかというふうに考えるわけであります。そして、最後でありますけども、これも市長会から、決議として出されておりますけども、実効ある出先機関改革については、市町村の立場では、まだ今日のアンケートにもありますように、パブリックコメントにあるように反対を唱える住民や首長さん方も多い状況にあるわけですから拙速に進めることなく今後とも、市町村の意見も十分反映させた形で進めていただければありがたいなというふうに感じます。以上です。

(福田委員) ありがとうございます。嘉田知事どうぞ。

(嘉田知事) 関西広域連合からは、今日は井戸連合長がどうしても参加できないということで私、嘉田が参加をさせていただきました。よくここまでおまとめいただいたと大変感慨深いものがございます。川端大臣はじめ関係各位の皆様がまさに政治主導で力を尽くしていただいた賜物であると改めて深く感謝を申し上げます。振り返ってみますと平成 20 年の地方分権改革推進委員会第 2 次勧告に盛り込まれて以来、具体的な機関や対象そして受け皿が明確に法的に定められたのは初めてでございます。機関委任事務というものがあった時代は、都道府県も出先機関の 1 つであり、さらに国の出先機関も別途あったということを振り返りますと、地方における行政システムの問題というのは解決の緒についたと言えるのではないかと大変感慨深いものがございます。そういう中で関西広域連合では資料 5 を提出させていただいておりますので、少し説明させていただきたいと思っております。

まず、4 から御説明させていただきたいと思っております。今、渡邊町長、また高知市長様から御指摘ありましたように大変多くの基礎自治体の皆様が御心配をしておられます。関西広域連合としても近接補完の原理、ニア・イズ・ベターは原則であると考えております。国で担っていたものを広域連合でということは、少し近づくということで、決して近接補完の原理に反するものではないということを御理解いただきたいと思います。そういう中で広域連合と市町村との協議の場などのルール化をしていただきたいと思います。これまで申し上げてきたわけですが、先ほど福田政務官から資料 3 にあるように、市町村の意見反映の仕組みを作っていただいたことは大変評価ができることと思っております。現状を振り返りますと、今日も近畿地方整備局長との間で直轄道路・河川の話し合いの場が 1 時間ほどあったのですが、では近畿地方整備局長と近畿

管内の市町村長さんとの話し合いの場があるかと言うと、どうでしょうか、今は協議の場がありません。こういうことを考えると、広域連合が近畿地方整備局の権限をいただき、こうした協議の場を作るということは、よほど現状よりも近くなるということで御理解をいただけたらと思います。地方整備局長の顔が見えない、そして1兆円ほどの予算を持っておられる近畿地方整備局の仕事のガバナンスが見えなかったということが、少なくとも今日のこの提案では一層近くなるということで御理解をいただきたいと思っております。聞きっぱなしではないかというような御意見もありますので、ここは広域連合と各市・町長さんたちと具体的にどういうふうな場にしていくのか、中身はこれから詰めさせていただけたらと思っております。

順番が逆になり、1についてですが、移譲事務等の根拠となる法律は法案に全て明記していただきたいと申し上げてまいりましたが、本日のこの法案の中にもしっかりとそこは明記していただいていることを大いに評価をさせていただきたいと思えます。3省全てで191本でしょうか、この法案に明記していただいたということ、大きな一歩と評価をさせていただきたいと思えます。

また、2についてですが、国の関与は地方自治法245条に規定する範囲であるということを確認していただきたいと思えます。広域連合であっても地方自治体の1つでございますので、よもや機関委任事務の復活のような逆の動きが起きることの無いよう、地方自治法の精神に基づいて、この後、進めていただきたいと思っております。

それから3についてですが、持ち寄り事務の内容によって事務等移譲計画の認定が左右されてはならないと思っております。関西広域連合は、誰かに言われて作ったものではございません。自主的に構成府県で設立したものであり、より効率的、また住民福祉の向上に役立つものについては、自主的に持ち寄りをするものとしております。例えば、いくつかの資格試験などは既に持ち寄っておりますし、それから今日は飯泉知事にお越しいただいておりますけれども、ドクヘリのようなものも既に持ち寄っております。ですから、これは自主的に現場に近いものが必要性、あるいは効率性、住民福祉の向上の観点から進めておりますので、どの事務を持ち寄るかは構成団体で決めていくということの大原則をお認めいただけたらと思っております。

以上4点、私からの意見とさせていただきます。繰り返しになりますが、よくここまで持ってきていただいたということで、川端大臣はじめ関係の皆様にご感謝申し上げます。この後は、是非とも一日も早い国会提出、成立を、野田総理はじめ、川端大臣、また、民主党政権の中樞を担う各副大臣、政務官の皆様も心待ちにしておられることと思えます。今、国会の日程も大変詰まっているということも承知しております。課題がたくさんあるということも承知をしておりますが、一丸となって取り組んでいただきますよう、重ねてお願いをするところでございます。どうもお時間、ありがとうございました。

(福田委員) ありがとうございます。それでは次、飯泉知事どうぞ。

(飯泉知事) それでは四国の常任世話人として、まず御意見を申し上げたいと思えます。まずは今、嘉田知事さんもおっしゃられましたように、川端大臣をはじめといたしま

して、関係各位の皆さんには本当に様々な意見がある中で、ここまで本当によく取りまとめていただいた、心から感謝を申し上げたいと思います。民主党の皆さん方が言われたまさに一丁目一番地、それが形になってきたのだなと実感をさせていただいているところであります。四国の知事会では今日に合わせまして、6月の5日に四国知事会議を開催いたしまして、今回の問題につきましての決議をさせていただきました。以下申し上げる点がその決議の内容ということでありまして、今日のこの会に先立つ形で民主党の窓口であります樽床幹事長代行の方にも、それから官邸の齋藤官房副長官の方にも申し上げてきたところであります。まずは我々が求めております26年度中のこの移管といったもの、これを何とか実現をしていただき、その意味でもこの法案を是非今国会にお出しをいただきたい。そしてできれば成立を勝ち取っていただきたい。まずこの1点であります。また今回、政令に任された事務というのがたくさん出てくるわけでありまして、こうした点につきましては、まずは法案を作り、法律を成すということが第一だと我々も思いますので、ここはもう大局観に立つ形で、しかし、これは同時並行で、是非国と地方の協議の場などを活用して中身を詰めていただく。そして地方の意見を最大限反映をしていただきたいなど。今、市長会岡崎代表、また、町村会渡邊代表からも御意見がありましたように、確かに手挙げ方式というのはあるわけでありまして、この国と地方の協議の場を活用いただきますと、結局は地方六団体、そのいろいろな意見がこの場に出されるわけでありまして、そうしたものをまず前向きに汲み取っていただく。そうしたものもできあがってくると考えておりますので、是非この点についてもよろしくお願いをいたしたいと思っております。

そうした意味で、少し先ほど市長会の岡崎代表からもお話しがありましたように、市町村の意見の汲み取り方、あるいは知事会としてどういう形でそうして持ってきたのか。少しその点を付言をさせていただきたいと思っております。四国はもとよりであります。徳島におきましては例えば政府の方で12月の26日に地域主権戦略会議において、今回の出先機関の方式、ルールを決められました。それまでに、関西広域連合、九州地方知事会の方から提案はあったわけでありまして、四国の知事会はまずこれを受けようという形で、このルールにのっとって最初に実は手を挙げさせていただいたエリアということをまず御理解をいただきたいと思っております。そこで2月の4日に臨時の四国知事会議を開催いたしまして、そして四国広域連合、仮称であります。これを作って、そして受け入れを進めていこうと。例えば徳島県の場合にはその日のうちに、これは関西広域連合を作る時に作った組織でもあるわけでありまして、市町村の代表の皆さん、また経済界の代表の皆さん、関係各方面の代表の皆さん、とくしま飛躍“拳県一致”協議会と呼んでおりますが、この拳県一致協議会を開催いたしまして、今回どうして、四国広域連合を作っていくことになるのか、また国の出先機関改革はどういうことになったのか、特に12月の26日の地域主権戦略会議、この内容などについても、詳細にお話を申し上げたところでもありました。こうした形で、本県におきましては、各市町村長の皆さん方からも、前向きな御意見を頂きまして、例えば地方環境事務所の点ですとか、一体どういった機関を受け入れるのかと、こうした点につき

まして、御意見をいただく形で、再修正案とさせていただいたところであります。是非、この四国の方式といった点についても、今後、各市町村の皆さん方の御意見を組み入れていただく、こうしたときに他の地域の皆さんにも、例えば例として、お話をいただければと思います。

本当にまず、ここまでまとめていただいたことの感謝と、そして一日も早くこれを国会に、確かに厳しい日程というのは、承知をしておりますが、この点については、伏してお願いをいたしたいと思います。よろしくお願いたします。

(福田委員) ありがとうございます。はい、じゃあ、広瀬知事。

(広瀬知事) 私からも本当に、川端大臣をはじめ、皆様方のリーダーシップでここまでまとめていただいたことに本当に心から感謝を申し上げたいと思います。また、特に3省の皆様方、大変だったと思いますけれども、心から敬意を表したいと思います。

実は、こういう段階になりましたので、昨日、私ども九州地方知事会、集まりまして、緊急提言という形で、資料の7でございますけれども、まとめさせていただいております。今、御説明のあった法案については、本当にここまで来たなという感じでございますので、是非本当に国会に早く出していただいて、審議をし、成立させていただきたいというふうに思っているところでございますけれども、いくつか心配な点についてお話をさせていただきますが、この資料7の第3パラグラフでございますけれども、知事会だけではなくて、九州の議長会におきましても、広域行政懇話会というのを設けまして、このことについて、議会としての議論をいろいろ進めていただいております。ここともしっかり連携をしていこうと。それから、市長会や町村会でございますけれども、これにつきましても、九州市長会とは、たびたび協議をしております。それから、九州地区の町村会長会とも意見交換を行っております、理解をいただくようにやっているところでございます。こういうところとも、引き続きやっていくということでございまして、九州ブロックについては、市長会や町村会だいが理解が進んでくるんじゃないかというふうに思っております。

そういう中、先ほどの嘉田知事からもお話ありましたけれども、一番最後のパラグラフでございますけれども、3点だけ改めて申し上げさせていただきますけれども、一つ、今日こうして法律案、拝見いたしますと、移譲の法律案がずっと別表で記されておりました、ほとんどカバーをされているということで、本当によかったなと、こう思っておりますけれども、これから法案ができて、政令の議論というようなことになりました時にも、この丸ごとという精神を是非引き続き堅持していただきたいというふうに思います。それから、持ち寄りの事務につきましても、この間の会議で、川端大臣の方から条件とすることはないでしょう、というお話ございましたけれども、法律案にはこういう形で書かれておりますけれども、そのことを是非確認をさせていただきたいと、是非そういうことで、やはり何を持ち寄るかということについては、地方の自主性で決めていくということを是非堅持していただきたいというふう思います。それから、財源の問題でございますけれども、法律案を拝見しますと38条にああいう形で、書いておりましたですね、我々、もうちょっとこう強い財源措置をお願いしてたんで

すけれども、こういう形になったわけがございますけれども、今の段階では、移譲についてはこれでやむを得ないかなと、こう思いますけれども、何らかの形で、例えば、閣議決定等々です。ね財源について心配がないということ、もう少し形の上で、表していただければ、大変ありがたいなと、こういうふうに思っているところでございます。重ねて、これまでまいったことについて、敬意を表したいと思っております。ありがとうございました。

(福田委員) ありがとうございました。それでは上原副知事どうぞ。

(上原副知事) 三知事同様でございます。まずは敬意を表したいと思っております。ここまで至ったことにつきましてですね。今回の法律につきましては、沖縄の場合は単独で制度を利用できると、そういう主体となったということで明記されたということは、大変評価いたしております。一方で、単独県への移譲につきましては、広域連合の場合と事情が大きく異なりましてですね、いくつか問題点も予想されます。これからも制度設計が進む中でですね、問題点出てくるかと思っておりますけれども、原則廃止という当初の目標に向けて議論を通じてですね、これは解決が図られるということを目指しております。

(福田委員) ありがとうございました。それではお骨をお折りいただいた3省庁の皆さん、じゃあまず高山政務官から。

(高山政務官) まず、「アクション・プラン」推進委員会ということで、本当に今まで特に今日御参加の知事の皆さんの御協力も得てですね、政権交代後一括交付金だとか義務付け枠付け廃止だとか着実に進めてきていただいて、まさに今本丸の話になってきたというふうに思っております。是非今日話をですね先延ばしすることなく早くまとめていきたいというふうに思っております。

環境大臣政務官ですので、環境省の立場から一言だけ申し上げますと、やはりですね国立公園の件、自然公園法が今回移譲対象になっておりますけれども、私はやはりですね、今回も、つい今日もですね、原子力規制庁の法案の審議一時間ほど前にしておりましたけれども、最大のテーマはやっぱり利用と規制の分離だということと、そして規制側は独立してあるべきだということがやはり最大のテーマでした。今日いらっしやっている知事の方々はむしろ環境に理解があつてですね、より規制を厳しくしていただけるというふうに思っておりますけれども、この先要するにどういう政治状況になるかなかなかわからない中でですね、やはり推進と規制というのは分離しておいた方がいいのではないかとこのように私は思います。ですので、この国立公園の部分、自然公園法が移譲対象になっているということに関しては少し異議ありということをお知らせしておきます。ただこの点に関してですね、閣議決定案の方でずいぶん御考慮いただいて、我々ですね、協働管理型というのを評価いただいたというふうには思っております。それは非常にありがたいな、というふうに思っておりますけれども、やはりですね、こちらの協働管理型というのを評価をですね明確に、よりしていただければというふうに思っております。

いずれにいたしましてもですね、今までできなかったものを政権交代で地域主権が

一気に進んできているということは私は間違いないと思いますし、それは我々がというよりはですね、今日お越しの知事の皆さんがかなりいろいろ言っていたいたおかげで我々が省内でも動きやすかったという面がありますので、本当にありがとうございます。是非、これからも地域主権という方向でですね、応援をしていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは、じゃあ北神政務官どうぞ。

(北神政務官) 腹に一物を持たない北神でございます。今までもですね、誠意をもって出先機関改革をより良くするために発言をしましりましたし、しつこいようですが、今日もそれに一つ付け加えて発言を申し上げたいというふうに思います。これはですね、今知事の皆さんからもお話がありましたが、やはりですね持ち寄り事務についてはですね、省益とかそんなことではなくてですね、決して国が関与を強めるという意味ではなく、やはり出先機関改革の本旨に照らして、今四層になっているものを単に国の出先機関を廃止をして、あるいは原則廃止をして広域連合にそのまま移しては、階層が変わらないということになる。一体何のためにやっているのかなあ、という実質的な議論。これは特に経済界とかですね、国民からもそういうふうに思われているというふうに思います。私の単なる意見とかですね政策論じゃなくてですね、現にですね、地方自治法 291 条の 2、これ前回は申しあげましたが、これは要するに広域連合に国の事務を移譲する時に、府県の関連事務と国の事務を広域連合で一体的に行う旨規定されているわけでありまして、私は勝手に何か比喩的に申し上げているわけじゃなくて、法律に基づいている話であります。本法案は、この国の事務の移譲を円滑に進めるための手続的な特例法案でありますので、実態において地方自治法の原則を曲げるべきではないなあというふうに思っております。皆さんからは地方の自主性を損なうという話もございますが、そもそも地方自治法の精神にこういうことが規定をされているわけでありまして、実態においてもですね、地方の自主的な発議において計画の提出をされ、その認定要件に既に基本中の基本である地方自治法に定められた原則を入れるという話でありますので、補完性の原則に反るとか地方の自主性を損なうとはなかなか考えがたいのでここは是非、事務的にもいろいろ議論はさせていただいているんですけど、なかなか埒があきませんので、是非それこそ政治主導で筋を通していただきたいと思いますというふうに思っております。

あと 2 点目はですね、対象機関であります、これも 3 機関に限定をされておりますが、これは四国の話もありますね、農政局の移譲要望も現にありますし、我々経済産業省と農林水産省というのは、農商工連携という非常に重要な政策もございます。こういったことを一体どうしていくのか、今の法律の建て付けでは、沖縄の総合事務局などもこれから外れてしまう。ですから、これをやはり引き続き是非政治主導で検討していただきたいと思いますというふうに思います。事務的にはですね、3 機関を明記しなければ、法案の 16 条から 18 条までの個別作用法に関する規定を置くことはできないと、こういう 3 機関を列挙しないとですね、それに関連付けて個別作用法を規定することはできないという話であります。あるいは他機関についての事務移譲のためにはいず

れにせよ法改正が必要であると。前者の理由については法制局に言われてるらしいんですが、これは我々も言いつばなしじゃなくてですね、具体的な法案をまた後で副大臣にも申し上げたいというふうに思いますが、私はちゃんと政令改正によってですね、対象を3機関以外にも広げうる形とすることは立法技術的にギリギリだと思いますけど可能だというふうに思っておりますので、それを基にですね、事務方にも知恵を絞っていただきたいというふうに思っております。もう一つの点の、いずれにせよ法改正が必要だという話であります、確かにそうだと思います。ただ、我々が提案している方式によればですね、ほかの出先機関ですね、我々3機関以外の出先機関についても、皆さんから移譲の申請をより早くですね、政令を改正するだけで受け付けることができると、その方がやっぱり物事が円滑に進むというふうに思っておりますので、そこを是非御検討いただきたいと思っております。

3点目、個別事務・権限についてであります、法案を見るとちょっとびっくりしたんですけど、全ての経済産業局の法律が列挙されている。今まで我々9割やるということで頑張ってきたつもりなんです、事務的に何の合意もしていない法律についても急に復活をしている。例えばですねその中には、我々ちゃんと省益ではなくですね国家の機能だと思ってまして、例えば安全保障のための貿易管理に関する法律、これはまあ、たぶん誰も異論はないと思うんですよね、国の事務だということ。もう一つは、領海領土、今中国とかいろいろ争いがございしますが、鉱業権の設定に関する法律、こういうものも何ら調整なされていないのですね、この法案になぜか載ってしまっている。皆さんにしてみたら全部載せるんだということかもしれませんが、まさに、法制局的な観点から言えば、これこそ空振り規定だと思います。つまりこの鉱業法とかですね、政令には事務的に何も書きませんと、具体的な権限移譲しませんという事務方の説明らしいんですが、これこそですね法制的には、いわゆる空振り規定というやつで、何のためにじゃあ条文を載せているのかという話ですので、ここも是非検討していただきたいというふうに思っております。国会審議とか与党との調整なども念頭に置けばですね、法律制定時に、より詳細に検討を行うべきであると思えますし、以前から申し上げているようにですね、今国会への法律提出に間に合う範囲で、合意できた内容を法案に記載して積み残された論点は別途、また法律を制定すればいいというふうに思っておりますので、ここは丁寧な議論をお願いをしたいというふうに思います。

追加的な論点はですね、こういう法案になってきますとですね、我々の抱えている問題、他の省庁もそうだと思いますが、個別作用法以外にですね、経済産業省のいわゆる設置法に載っている事務があるんですね。それを経済産業局にお願いをしている。これは例えば円高が急速に進めば各ブロックの局職員が地域企業を例えば調査をすとかですね、全国的な金融支援の検討材料を集める、こういったこととか、あるいは電力の需給が逼迫すれば節電要請を各地にすると、こういうのは全く個別作用法がないわけですね。設置法から直接我々は経済産業局に要請をしていると。かなりの職員が設置法の規定により臨機応変に業務を実施しているというのが現状でございま

す。これも事務的に主権室からは、これらの事務は移譲の対象としないと、広域連合が同等の事務を行うこととするという、非常にウルトラC的な法案を考えておられるようではありますが、これも法制局に怒られるのではないかと老婆心ながら思いますが、やはりですね、経済産業局の人員を丸ごと特定広域連合に移譲する以上、設置法に基づく国の事務を広域連合に委任をすることによって確実に執行することが私は望ましいと。誤解を招かないように、委任というのは決して機関委任事務とかそんなことではなくてですね、単純に委任をするということですので、そこを御理解いただきたいというふうに思います。本当に繰り返しになりますけど、腹に一物はございません。何も省益のことを考えておりませんし、疑われるならば、さっきの国の安全保障の事務とか鉱業法ですが、これも本当に多分ここにおられる方は誰も、これは地方でやるべきだと言われる方はないと思いますので、是非ここは閣議決定案については、私はまだこの部分について議論が尽くされていないと思いますので、是非政治主導で事務方に指導いただきたいというふうをお願い申し上げまして、長くなりましたが、私の発言とさせていただきます。

(福田委員) ありがとうございます。それでは吉田副大臣どうぞ。

(吉田副大臣) 本当にここまでおまとめいただいて、ありがたいことでございます。それぞれいろんな思いは去来するものはあるかと思いますが、私ども国土交通省としては法案の部分とそれから閣議決定の本文の部分につきまして、それぞれ意見を述べさせていただきたいと思います。法案につきましては、5点。私どもはこれから、政省令、基本方針などで調整途上のものもございますので、様々協議し、反映していただきたいなというのが、まず法案については5点ございます。

まず第2条の3項の定義についてですけれども、管轄区域から除く区域は法律で規定すべきとずっと主張してまいりました。一級河川、直轄国道などの整備・管理に支障がないように定めることが必要であるということも申し上げてまいりました。例えば、利害対立しがちな上下流等を含む水系一貫管理が確保されるような区域設定となるように定めていただければ今後ありがたいなということでございます。

そして2点目は5条の第2項、先ほどからずっと議論になっております持ち寄りの部分でございます。これは、知事さんの発言の中にありましたように、国と地方を通じた行政の効率化のために実質的に適切な事務の持ち寄りがしっかり確保されるよう、国が定める事務等移譲基本方針に必要な事項を記載するなど、十分に今後検討していただくことが必要であると、そういうふうに思っております。まかり間違っても、私はそういうふうに思わないんですけど、マスコミ的に四重行政とか書かれているんですか。そういうふうなことになるように、お互いできればいいなと思っております。

そして続いて17条の2項でございますけれども、国の関与、並行権限行使についてでありますけれども、国の関与、並行権限行使は特例的な法定受託事務ということでございます。しかしながらその実効性の確保にも御配慮していただきながら、柔軟に政令で規定をしていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

続いて19条の実施計画でありますけれども、実施計画の具体的な内容や策定手続等の詳細が今のところ十分明らかでないために引き続き調整はさせていただきますけれども、国が決定する予算というものの実施計画を踏まえたものが必要であると、そういうふうを考えております。

そして、第24条、第25条の大規模災害時の指示、要請についてであります。これはかねて発言をし、基礎自治体の皆様方からもいろいろ御意見があるところですが、第25条におきましては、大規模災害時に大臣から特定広域連合に指示できるというのは条文に書いてありますように、緊急災害対策本部が設置された場合、これに限定されております。そのほか、これに準ずる非常事態の場合として、政令で定める場合とされております。過去に、この緊急災害対策本部が設置されたのは、昨年の東日本大震災の一例のみでありまして、国土交通省といたしましては、過去の災害事例を踏まえて、緊急対策本部設置の場合に限定せず、そこに至らない、設置に至らない災害などにもですね、可能にすべきこと、また、25条の要請に応じていただけない場合の指示について、主張はして参ってきました。国民の安全安心に直結する事柄でありますので、オールジャパンの力を結集した災害対応が行えるよう、政令等適切に処置をしていただきたいと存じます。以上申し上げました5点の課題、懸念という部分は、これまで真摯な検討を重ねてきた上での切実な意見として申し上げているところでございますので、是非とも御理解の程をお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、資料2閣議決定本文についてでございますけれども、取扱嚴重注意となっております、〇月〇日となっている部分であります。この2の部分になりますけれども、4月の基本構成、これは参考資料3の2ページ目の2(1)の最後に書いてありますけれども、不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務とすることを個別に検討すると、こういうふうに基本構成(4月)に書かれているために、この原則移譲の対象とする方向で、という文言というものは削除をしていただきたい、というふうに思う次第でございます。

また、個別の事務等について、十分な検討ができますよう、今後も丁寧な調整をお願いを申し上げると同時に、この閣議決定本文3につきましては、法令で個別に規定されていない事務について、その性格に応じた適切な執行が確保できるよう今後の協議を是非ともお願いを申し上げたいと思います。以上でございます。

(福田委員) はい、ありがとうございました。時間も来ておりますが、そのほか、御意見がある方、いらっしゃいますか。はい、じゃあ岡崎市長、どうぞ。

(岡崎市長) 特に我々市長会としましては、今回基礎自治体の意見反映の仕組みが具体的に初めて出て参りましたので、一番の意志決定機関である政策推進委員会で意見をとりまとめ、早急に提出したいと思っております。またよろしく申し上げます。

(福田委員) ありがとうございました。それでは北川先生。

(北川委員) それぞれ御苦労いただいたんでございますが、3省の皆さんもですね、それぞれのお立場もあり、御意見、要すべき点もあると思っておりますが、上田委員なんかとですね、出先機関本当に難儀だよなというところで、原則廃止という文言をですね、

どのように折り込めるか、という大議論の末、原則廃止という大前提で進めているというこの趣旨はですね、本当に御理解を賜りたいと思います。私なんか事務の持ち寄りについてはですね、効率性から言ってですね、考える必要はあるとは思いますが、補完性の原則とか近接性の原則といいますか、やっぱり基本的な立ち位置が原則廃止という点から行けばですね、主体的に任すという大原則を変えたのでは、基本的にですね、いけないのではないかとということを強く思って原則廃止というところへ最終的に御決定をいただいていると、こういうことでございます。したがって、今までの本来の趣旨である主体的とか自立的というのは、原則曲げてはいけないんだろうとは思いますが。そこで義理の点ではですね、大臣なんかはここまでもおまとめをいただく努力はいただいたわけですから、いろんな点で斟酌の余地は若干あるかわかりませんが、基本的に自主・自立というところのですね、国替えでございまして、本来の趣旨ですね、最初から「アクション・プラン」に至るまでの過程の中で関与したものの一人としてはですね、国の方に深い御理解をいただいておりますので、今までおまとめをいただいたわけですから、引き続き、21日に会期も迫っておりますし、総理がですね、今国会中にこの法案提出ということを実際に皆の前で言明もされたわけですから、私どもとしてはできるだけその点でですね、御配慮をいただきたいなど、そういうふうに思っておりますので、大臣の方もですね、お取り計らいをいただけたらとそのように思います。以上です。

(福田委員) ありがとうございます。上田知事いかがですか。

(上田委員) はい、結構です。同じ意見です、私も。

(福田委員) それではですね、予定の時間が過ぎておりますので、最後に川端委員長から一言お願いいたします。

(川端委員長) 一言ではないかもしれませんが、熱心に、しかし、方向としては何とかまとめようという思いの中で言うていただいているこの会議が、本当に一歩ずつでありますが、議論重ねるたびに前へ進める努力を皆さんいただいて、合意形成が進められていることをまずもって感謝を申し上げたいと思います。その中で、知事さんの思いと市町村との思いで、出足の部分で意思疎通が少し、もう少しあった方がよかったというふうな反省点はそれぞれに持っております。そういうもので精力的に意見交換を重ねる中で、市町村の関与の仕方我々なりに相当知恵を出して考えてきました。またその分では、そういうことで少し進めてこられたというふうに思っておりますので、これについてまた御理解をいただきたいというふうに思います。またいろんなアイデアはまた、御意見いただけるというのは、またよろしくお願ひしたいと思っております。

そしてそういう中でありますが、特にですね、いろんな議論の論点、両方から出たものと、役所から出たものとありますが、経過として、今、北川先生もおっしゃいましたが、出先の原則廃止、そして地方の自主的、主体的な思いの中で、責任持ってやるんだという大きな理念の中で、やりたいところという手挙げ方式と、それからまずはいろんな経過がありますけど3機関を中心にして、ということからスタートしたということで議論を詰めてきて法律を作ったという経過がありますので、先ほど、

北神先生がおっしゃいましたけども、やはりこれを一旦全部どれでもできるということで、立て方を変えるというのはですね、できるじゃないかとおっしゃんですが、これ相当我々も議論した中で、なかなか難しいというのをまた我々としては御理解いただきたいなというのと、持ち寄りについても、前回申しましたけども、義務付けとか移譲の要件というのは、やはりそれは趣旨から言うと、あまり押し付けというのはなじまないだろうというのは前申し上げました。ただ、より効率的にやるということは、当然の使命で責務でありますので、努力義務を規定をさせていただきました。その趣旨は是非とも御理解いただきたい。それから、法律名を全部を挙げて、空振りがあるんじゃないかという御指摘いただきました。これは北川先生もおっしゃいましたけども、原則廃止という部分では、関連するものは全部ここにあるんだという中から、いろんな個別事情で、そうでないものというふうに決めていかないとですね、これは大きな理念の問題でありまして、できるものを載せていくというふうにすると、こういうのはなかなか載ってこないということがあるという経過の中で、こういう形になったという経過であります。それと、個別の作用法令に基づかない事務、これで確かにいろんな調査とか含めて極めて大きな仕事であることは事実でありまして、これが移譲された仕組みの中で責任持って、受け皿としてやっていただける形がどういうふうに担保できるのかということに、実務上はかかっているんだと思いますので、一応はですね、認定前にこういうことはちゃんとやるという約束をしていただくとか、確認をするとかですね、移譲計画とか実施計画の中でそういうふうな必要な記述を行うとか、いうふうなことでいかがかなというふうに我々としては、今考えております。この仕事が極めて大事であるということは我々もその通りだと思っています。それから、出先機関の管轄区域から除いて良いとする部分を政令ではなく法律に定めるべきではないかという御指摘がありました。実は現行の出先機関の管轄区域が政令で規定されておりますので、そこから同じ政令レベルではないのかなという考え方で我々させていただきました。緊急災害対策本部ではなくて、非常災害対策本部でも、協力・指示できるようにということでありましたが、今回は非常災害対策本部が設置される場合は、幅広く要請を行えるようにという、協力・指示ではなく要請と書いている。ただ、先ほど政務官からも説明させましたが、要請があった場合には、当該要請に応じなければならないという応諾義務を課してありますので、この分は協力・指示と災害規模に応じた対応するというので、整理をさせていただいたというふうに思っておりますので、これも御理解いただきたいなと。それからもう一つの問題、財政上の措置がどう担保されているのかという、これも極めて大事な問題であります。規定として国は第3条に定める基本理念にのっとり、認定を受けた特定広域連合等がこの法律の規定により行うこととなる事務等を実施するために必要な財源上の措置を講ずるものとする、一応規定させていただきました。具体的内容については今後ですね、ここは省庁からもありましたけれども、事務・権限移譲内容を踏まえて、関係省庁と相当詰めた議論をしないといけませんので、現時点において詳細な内容はお示しできないところでありますけど、基本的にはこの考え方というのはまさに財政上の必要な

措置を講ずるといことが、実が担保されるようにですね、引き続き検討を進めていきたいと思っております。ちょっと長くなりましたが、後ですね、環境省の部分の協働管理型という御提案を含めてですね、実際にどういう形が一番いいのか、それぞれの中身の部分の権限にこだわっておられるわけではないと私は認識しております、ただ現実には全部移管するという時にどういう形で実務が機能できるのかということと国の責務をどう整理するかということは、引き続き、よく相談させていただきたいというふうに思っております。それから、他の機関、北神先生からも、他の所、農政局の話とかいうのももっとやっていく道筋というのはおっしゃるとおりでありますので。これはですね、四国からも、という時には、実は四国、中国・四国というポツをどうするのかというふうな課題はたくさんありますので、これは沖縄の話もそうなんです。沖縄は、沖縄事務所を全部ということになると、全部入ってしまうということがあるということは、申し上げたように、第一段階目が手挙げの中で3機関に絞ってと言ったけど、次のステップとしては、相当また議論して乗り越えなければならない課題がありますので、その分の第二段の時にしっかりやりたいと思っておりますので御理解いただきたいというふうに思っております。

ただ今日は、いろんな傾聴に値する御意見をたくさんいただきまして、完全に皆さんの意見が一致するということに至っておりませんけれども、そろそろ政府としての取りまとめに入る機は相当熟してきたのかなというふうに思います。今後ですね、国会への提出を考えますと、プロセスとして与党内での議論をお願いしなければいけないステップがあります。そういう分ではこの今日の会議を踏まえてですね、一定の方向性を案としてお示しをして、与党内の御議論に付すという作業はどうしても必要ですし、できれば来週早々にもさせていただきたいというふうに思いますので、両案の、法案と閣議決定案の両方をですね、今日の皆さんの御意見を踏まえる中で、両案の取扱いについては担当大臣の私に御一任いただければありがたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(北神政務官) 敬愛する大臣のことですから、御一任させていただきますが、私案がありますのであとでちょっと、これ良案ですから。

(福田委員) それでは、川端大臣の方から皆さんに、是非御一任をというお願いでございますが、よろしいでしょうか。

(一同) よろしくお願ひします。

(福田委員) それではありがとうございました。それでは本日の委員会はここまでとします。次回の委員会の開催については事務局より追って御連絡いたします。なお、この後、報道陣からの質問等があれば委員長に対応いたします。本日はどうもありがとうございました。

(以上)